

敦賀市地域おこし協力隊募集要項

敦賀市は、古くから大陸文化の玄関口として栄えた港町です。現在でも、港には外国のコンテナ船、高速フェリーが就航し、敦賀経由で人やものが運ばれてきます。

そして、令和6年3月16日には北陸新幹線金沢－敦賀間が開業しました。新幹線開業により旅行や出張などの利便性が向上し、観光客をはじめ多くの方が敦賀を訪れることが期待されます。

その一方で、敦賀市は中心市街地の活力の低下や人口減少、高齢化が進んでおり、街そのものの活力を保つための取り組みを進めていかなければならない現状に直面しています。

新幹線開業により地域経済の新しいステージを迎える中、この「100年に一度の好機」を中心市街地の活性化に繋げるため、地域資源の活用、情報発信による中心市街地の活性化に取り組んでいただける地域おこし協力隊を募集します。

活動内容、募集人数及び活動地域

（１）活動内容及び活動地域

商業・まちづくり・観光・農林水産等の分野において隊員の方が中心市街地活性化の起爆剤となるべく、地域資源を活用したイベントや事業の企画及び運営、情報発信に取り組んでいただきます。

① 地域資源の磨き上げ

商店街や地域住民、市民団体や生産組合との交流や連携を図り、地域資源を活用した事業者のビジネスマッチングや商品ブランディングの「きっかけ」をつくる。また、地域資源の再生・発掘によって中心市街地活性化のきっかけをつくる。

② イノベーションの創出

「よそ者の目線」で気づいた消費者ニーズやビジネスチャンスについて、事業者に企画提案を行うとともに、自らが各種イベントや事業の企画運営を行うことで中心市街地でのイノベーション創出の「きっかけ」をつくる。

③ 事業者向けの情報発信

中心市街地の空き店舗や歩行量調査などのデータを「よそ者の目線」で分析するとともに、出店動機に必要なマーケティングや新規出店状況などのまちなかデータ収集と情報発信を行う。

④ 敦賀ネットモールとの連携

新たな事業者の呼び込みや利用促進に関する諸業務。

⑤ その他

港都つるが株式会社（まちづくり会社）への協力、隣接市町の地域おこし協力隊や商業者等との交流及び①～④の業務を行うために必要な作業等。

（２）募集人数

１名

（３）配置先

配置先は、第三セクターまちづくり会社の「港都つるが株式会社」となります。同社事務所を拠点として、中心市街地で自由に活動をしていただきます。なお、業務を行う上で必要な場合は、他団体等での業務もあります。

「港都つるが株式会社」 <https://minato-tsuruga.jp/>

応募資格

次の（１）～（９）のすべてを満たす方。

（１）年齢が20歳から40歳程度の方（性別は問いません。）

（２）次に掲げる要件のいずれかを満たし、敦賀市地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を敦賀市に移し、敦賀市の住民基本台帳に記録されることができる方

①現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方※

②本市以外において、地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ委嘱期間終了後1年以内の方

※地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のwebページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

（３）普通自動車運転免許証を取得している方

（４）SNS等による情報発信が好きな方

（５）必要書類の作成等についてパソコン（ワード・エクセル等）が使える方

（６）心身ともに健康で、住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動に取り組み、地域行事等にも積極的に参加できる方

（７）地域の特性や風習などを尊重し地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる方

（８）地域おこし協力隊としての活動期間終了後は、敦賀市で起業・就業、定住する意欲のある方

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

身分等

(1) 身分

隊員は、敦賀市の委嘱を受けた後、港都つるが株式会社と個人の間において業務委託契約を締結します。隊員と敦賀市及び港都つるが株式会社との間に雇用関係は存在しません。

(2) 委嘱期間

最終選考結果通知後以後2ヶ月以内の任意の日から1年間

活動状況・実績等を勘案し、最長3年まで延長します。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

活動時間及び活動日数

(1) 活動時間は、原則として1日当たり7時間45分です。

(2) 活動日数は、原則として1月当たり20日間です。

ただし、活動内容により、1日当たりの活動時間及び1月当たりの活動日数は、協議のうえ調整できるものとします。

待遇等

(1) 報償金は、月額260,000円です。

①1ヶ月間の活動実績に応じて支給します。(1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり13,000円の日割り計算により支給します。)

②雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は、各自で負担していただきます。(活動にかかる傷害保険は港都つるが株式会社に加入いたします。)

(2) 住居の家賃として、上限50,000円/月を支給します。上限を超える場合は、各自で負担していただきます。また、食費、光熱水費等は、隊員の負担となります。

(3) 活動に必要な通信料(インターネット回線利用料、携帯電話利用料等)として、上限10,000円/月を支給します。ただし、活動に要するパソコン等の機器は各自ご用

意ください。

- (4) 活動に使用する車両については、基本的には私用車となりますので燃料費として上限10,000円/月を支給します。ただし、車両をお持ちでない場合は港都つるが株式会社に活動費の中から車両の借上げ並びに燃料費の支払いをしますので、隊員への燃料費の支給はいたしません。
- (5) その他活動に必要な備品等については、港都つるが株式会社が貸与又は私用物の無償借り上げとなります。
- (6) 転入等にかかる敦賀市までの交通費、引越しに必要な費用は、隊員の負担となります。
- (7) 活動に関連して出張等を行った場合は、協議のうえ、予算の範囲内で旅費を支給します。
- (8) その他活動に必要な経費については、協議のうえ、予算の範囲内で必要に応じて支給します。

応募手続

- (1) 応募受付期間

随時

- (2) 応募方法

履歴書を下記送付先までお送りください。

※履歴書の様式は特にありません。

※実施いただきたい活動内容の性質上、特にSNSアカウントをお持ちの方は、アカウント名・アドレス等をご記入下さい。

- (送付先)

敦賀市役所 まちづくり推進課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

選考

- (1) 一次選考

履歴書の記載内容をもとに書類選考を行います。選考結果は、文書にて通知します。

- (2) 二次選考（面接）

一次選考合格者を対象に、面接（会場：敦賀市内）を行います。詳細（時間、場所等）については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、二次選考に要する交通費等は個人負担とします。

最終選考結果の通知

二次選考終了後、選考結果を二次選考受験者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

お問い合わせ

■地域おこし協力隊の募集に関すること

敦賀市役所 まちづくり観光部 まちづくり推進課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

tel：0770-22-8137 fax：0770-23-4127

e-mail：machidukuri@ton21.ne.jp

■移住・定住に関すること

敦賀市役所 企画政策部 政策推進課

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

tel：0770-22-8111 fax：0770-23-4129

e-mail：seisaku@ton21.ne.jp

敦賀市の暮らしに関する情報は、下記の移住定住専用webページをご覧ください。

「つるが移住定住サポートサイト KURAS TSURUGA」

<https://kuras-tsuruga.jp/>